

特定非営利法人健康づくり推進機構 BTB 会員規約

この会員規約は（以下「本規約」という）は、特定非営利法人健康づくり推進機構 BTB（以下「当法人」という）と、当法人の会員（以下「会員」という）との関係に適用する。

第1条（目的）

当法人は、会員との間に本規約を定め、これにより当法人の運営を行う。

第2条（会員の定義）

会員とは 当法人の全ての職種別の会員の総称をいう。

- 1 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- 2 賛助会員 この法人の事業に賛同し、賛助の意思を持つ個人及び団体
- 3 特別会員 この法人の事業に賛同し、賛助の意思を持ち、理事会の推薦を受けた個人及び団体

第3条（入会申込）

- 1 入会の申し込みをする場合は、入会申込書に必要事項を記入し、当法人に郵送、FAX、電子メールまたは当法人に直接提出することとする。
- 2 入会申込書を提出後、入会金、年会費を支払うものとする。

第4条（入会の成立）

入会は、前項に定める入会申込に対して、事務局が入会申込書の受領及び年会費の入金を確認したときに成立する。

第5条（会費）

- 1 入会金及び年会費は次の通りとする。

(1) 入会金

正会員	2,000 円
賛助会員	2,000 円
特別会員	2,000 円

(2) 年会費

正会員	10,000 円
賛助会員	1 口 3,000 円
特別会員	1 口 10,000 円

- 2 一旦納入された会費は、いかなる場合にも返還致しません。

第6条（会員資格の更新）

会員資格の更新は、当法人決算月末日（毎年3月31日）までに行う。

- 1 決算月の1カ月前には当法人より会員資格継続ための案内を送付する。その案内により、次年度の年会費を指定期限日までに納入することにより会員資格を更新することができる。

第7条（会員資格の喪失）

会員が次の各号のいずれかに該当に至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

第8条（会員特典）

会員は、以下に掲げる特典を受けることができる。

1 正会員

- (1) 当法人が主催する講習会や勉強会、その他イベント等に会員価格で参加することができる。
- (2) イベント等で周辺地域の方々と交流を深めることができ、情報交換を行う事ができる
- (3) 会員自らが様々な企画などを計画し、実行することができる。

2 賛助会員

イベント等で周辺地域の方々と交流を深めることができ、情報交換を行う事ができる

3 特別会員

イベント等の情報に企業名または団体名を記載できる。

第9条（総会における表決権）

- 1 当法人は年1回の定例総会と不定期に開催される臨時総会において、当法人の運営に関わる決定を行う。
- 2 総会は、当法人定款に定めるとおり、正会員をもって構成する。

第10条（退会）

会員は、当法人が別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

第 11 条 (除名)

当法人は、会員がいずれかに該当に至ったときは、当該会員を理事会の議決により除名することができる。

- (1) 当法人の定款、法令、諸規定に違反したとき。
- (2) この会員規約に違反したとき。
- (3) 他の会員の名誉、信用、プライバシー権、著作権、その他の権利を侵害した場合。
- (4) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (5) その他、当法人が会員として不適切と判断した場合。

第 12 条 (会員情報の変更)

会員は、入会申込書に書かれた内容について変更があったときには、速やかに書面をもってその旨を当法人に通知しなければならない。

第 13 条 (個人情報保護の保護)

- 1 会員の個人情報 (住所・氏名・写真・電話番号・電子メールアドレス等) は、プライバシー保護のため、全会員がその取扱いには十分注意し、会員以外の第三者に名簿を譲渡もしくは売却し、またはその内容の一部もしくは全部を何らかの媒体に公表してはならない。
- 2 当法人は、当法人が保有する会員の個人情報に関して適用される法規を遵守するとともに、次の各号の場合を除き、個人情報を第三者に提供しない。
 - (1) 情報開示や第三者への提供について、該当する会員の同意がある場合
 - (2) 裁判所や警察等の公的機関から、法律に基づく正式な照会を受けた場合
 - (3) 会員の行為が、当法人の権利、財産やサービス等に損害を及ぼす可能性があり、それらを保護のために必要と認められる場合
 - (4) 会員の生命、身体または財産の保護のため緊急に必要で、会員の同意を得ることが難しい場合

第 14 条 (守秘義務)

会員は、当法人の活動に参加する中で知り得た機密情報に関しては、第三者に対して開示・漏洩してはならない。

第 15 条 (損害賠償)

- 1 会員が、本規約及び本規約に基づく諸規則に反し、またはそれに類する行為によって当法人が損害を受けた場合、当該会員は、当法人が受けた損害を当法人に賠償することとする。
- 2 会員資格を喪失した後の場合にも、前項の規定は継続されるものとする。

第16条（会員規約の変更）

当法人は、運営のために必要と判断される場合、理事会の議決を経て、本規約を変更することがある。

（附則）

本規約は2013年12月1日より実施する。